

入 札 説 明 書

大分県公用車駐車場ほか2庁舎で使用する電気の一般競争入札については、入札公告に定める事項及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

競争入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。

この場合において、当該仕様書等について、疑義がある場合は、下記 21 に掲げる部局に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

記

1 大分県契約事務規則の適用

入札、契約及び契約の履行等の本調達に係る事項については、大分県契約事務規則（昭和 39 年大分県規則第 22 号）の規定を適用するので、この点を了承のうえ入札に参加すること。

2 競争入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の種類及び予定数量

大分県公用車駐車場ほか2庁舎で使用する電気 1,026,824 キロワットアワー

(2) 使用期間

令和 8 年 3 月 1 日から令和 9 年 2 月 28 日まで

(3) 需要場所

仕様書別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

3 大分県共同利用型電子入札システムの利用

本案件は、大分県共同利用型電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準（物品・役務）（以下「運用基準」という。）による。

なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を 9 に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。

4 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。

(3) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条の 2 の規定により小売電気事業者の登録を受けている者であること。

(4) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。

(5) この公告の日から 10 に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77

- 号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 暴力団員が役員となっている事業者
- エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
- オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者
- カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 5 入札参加申請の方法及び期間
- 電子入札システムにより入札参加申請を、令和7年11月26日(水)午前9時から同年12月19日(金)午後5時まで行うこと。
- なお、紙による入札参加を希望する者は、「紙入札(見積)参加届出書」(運用基様式第2号)2部を、令和7年12月19日(金)午後5時(必着)までに持参又は郵送(書留郵便)により次の提出先に提出すること。
- 提出先 大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号
電話 097-506-2963
- 6 契約条項を示す方法及び日時
- 大分県ホームページ及び電子入札システム上に令和8年1月8日(木)まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。ただし、11に記す再度入札を行うときは再度入札の開札日まで延長する。
- 7 電子入札システム、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 8 電子入札システムによる入札金額の入力期間
- 令和7年12月26日(金)から令和8年1月8日(木)午後5時まで
- 電子入札システムを利用して入札する場合は、ICカード(電子証明書)とカードリーダーの準備及び利用者登録を完了していること。
- 9 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限
- (3) 提出場所 大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班(県庁舎本館2階)
- (4) 提出期限 令和7年12月26日(金)午前9時から令和8年1月8日(木)午後5時までに必着のこと。なお、郵送の場合は、書留郵便とする。
- 10 電子入札システムによる開札
- 開札予定日時 令和8年1月9日(金)午後1時
- 11 再度入札
- 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合における再度入札の入札金額の入力期限、入札書の提出期限及び開札日時並びに第1回入札の最低入札価格は別途通知する。
- 12 入札保証金に関する事項
- 免除とする。

13 契約保証金に関する事項

契約総額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去 2 年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

14 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和 39 年大分県規則第 22 号）第 27 条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

- (1) 金額の記載がないもの
- (2) 入札に関する条件に違反したもの
- (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。
- (5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。

15 最低制限価格に関する事項

設定しない。

16 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第 23 条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。
- (3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号又は第 9 号の規定により随意契約を行うものとする。

17 入札参加時の注意点

- (1) 大分県共同利用型電子入札システムで本入札に参加する場合、入札入力欄に別添「電気料金入札金額計算書」を PDF に変換して添付すること。以下のような不備がないか事前に十分に確認すること。

（不備の例）

- ア 電気料金金額計算書の添付が漏れている。
 - イ 数字が判読できない。
 - ウ ファイルが開かない。
 - エ ファイルの一部が途切れている。
 - オ 異なる地区の電気料金入札計算書を添付している。
 - カ 計算が誤っている。
 - キ 電気料金入札金額計算書の「電気料金入札金額（円）」と異なる額で入札している。
 - ク 上記の他、入札金額の計算過程が確認できない。
- (2) 紙による入札で本入札に参加する場合、入札書に計算書を添えて提出すること。この際も(1)同様に計算書に不備がないか事前に十分に確認すること。
 - (3) 計算書は、仕様書に記載の契約電力、予定使用電力量及び力率を用いて電気料金見込金額を見積もり、電気料金見込金額の合計金額の 110 分の 100 に相当する金額を電

気料金入札金額とすること。

なお、算定過程で電気料金見込金額合計に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(4) 入札金額は計算書の電気料金入札金額とすること。

なお、落札金額は電気料金入札金額の 100 分の 110 に相当する金額（当該金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）とする。

(5) 基本料金単価は、力率割引及び割増し適用前の単価とする。

(6) 電力量料金単価は、燃料費の変動に伴う発電費用の変動（燃料費等調整単価）及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を含まない予定使用電力量に対する単価とする。

(7) 仕様書の予定使用電力量は、3 % の損失率に修正した数値である。

(8) 調整料金を設定する場合、その計算方法は任意とする。ただし、燃料費の変動に伴う発電費用の変動（燃料費等調整単価）及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金を算出根拠に含めないこと。

(9) 数字はアラビア数字で入力すること。

(10) 入力された入札金額については、いかなる時点においても書き換え、引き換え又は撤回を認めない。

18 契約書の作成

落札者決定通知の日から 7 日以内に、県が作成する様式による電気需給契約書に必要な事項を記載し、記名押印のうえ 13 に記載する契約保証金又は(1)もしくは(2)に掲げる事項を証明する書類を添えて提出すること。

19 質問書の受付・回答

この調達に関する質問については、質問書（別添様式）により受付の上、質問の内容及び回答を大分県庁のホームページに掲載する。併せて過去の質問についてもホームページに掲載しているので参考にすること。

(1) 提出先

大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班

(2) 受付期間

令和 7 年 11 月 26 日(水)午前 9 時 00 分から同年 12 月 5 日(金)午後 5 時 00 分まで

(3) 受付方法

持参、電子メール、郵送又は F A X のいずれかの方法により提出すること。なお、持参以外の方法による場合は必ず電話により着信を確認すること。

(4) 回答日時

令和 7 年 12 月 11 日(木)までに、質問及び回答を大分県ホームページに掲載する。

20 入札(見積)結果表の閲覧による公開

(1) 入札(見積)結果表の閲覧を希望する者は、入札(見積)結果表閲覧申請書を提出の上で閲覧を行うことができる。ただし、メールでの対応は不可。

(2) 受付期間

令和 8 年 1 月 16 日(金)以降

(3) 入札結果については令和 8 年 1 月 16 日(金)以降、大分県のホームページに掲載する。

(4) 大分県が定める「情報提供申出書」を大分県情報センターに提出することで、書面での対応が可能となる。

21 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班
〒870-8501 大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号
電話 097-506-2963

22 その他

この入札に係る契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 に規定する長期継続契約とする。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を解除する。